

遺伝子組み換え食品表示に関する法改正を求める意見書

わが国において、遺伝子組み換え作物が食品として承認されてから11年が経過した。現在、トウモロコシ、ダイズなどの農作物7品目、79品種と食品添加物14品目が承認され、そのほとんどが油、味噌、醤油、スナック菓子などの加工食品として流通している。

一方、遺伝子組み換え作物の人体に対するリスク、動植物を含めた環境への長期的影響や安全性についての論争はいまだ決着しておらず、国民の多くが遺伝子組み換え食品に対して強い不安を覚えている。

遺伝子組み換え食品の表示については、農作物及びこれらを主な原料とする加工食品が、その対象となっている。しかしながら、表示対象外の食品が多く、原材料の上位3位以内で、かつ、食品中に占める重量の5%以上でなければ表示対象にならないこと、さらに「意図せざる混入」であれば5%までは「不使用」と表示できることから、消費者は食品についての正確な情報を知り、選ぶことができない状況にある。このような食品表示の不備は、食品安全行政への不信の一因ともなっている。

よって、国会及び政府においては、国民の食品安全行政に対する不安感を払拭するために、遺伝子組み換え食品表示に関する法改正を行い、下記の事項について特段の配慮をするよう強く要望する。

記

- 1 油を含むすべての食品を表示対象とすること。
- 2 「意図せざる混入」の許容率を引き下げること。
- 3 動物用の飼料も表示対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
農林水産大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道、
市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員